

(4) 構造安全性 (第1項第四号)

基礎の補強に際しては、敷地の実況や建築物の増改築の範囲、基礎の状態等を考慮して、柱の下部、土台及び基礎を構造耐力上安全なものにしなければならない。

増改築によって既存基礎に作用する荷重が増加する場合、基礎に作用する荷重の偏りが増大する場合、既存の基礎等に構造的な損傷や不同沈下・傾斜が生じている場合、建築物の周囲に地盤沈下が生じている場合は、基礎の状態や増改築の状況に応じて基礎を釣合いよく配置したり構造的に補強するなど、必要な措置を講じなければならない。

基礎の底盤に関しては、平12建告第1347号第1において底盤の厚さ及び配筋、さらには布基礎における底盤幅が規定されており、補強に際してもこの規定を参考にすることが望ましい。特に、布基礎の底盤幅は、地盤の許容応力度が小さいほど広い幅を必要とし、幅や鉄筋量が不足すると沈下障害が生じやすいので、軟弱地盤や既存基礎にひび割れ等の沈下障害が発生している場合は、既存の基礎底盤の仕様を十分に把握して、同告示の規定を確保することが望ましい。

(5) 規定の準用 (第2項)

打設する鉄筋コンクリートは、令第72条(コンクリートの材料)、令第73条(鉄筋の継手及び定着)、令第74条(コンクリートの強度)、令第75条(コンクリートの養生)及び令第76条(型枠及び支柱の除去)の規定を準用することとした。

注1) 平成12年建設省告示第1352号(P92)、平成12年建設省告示第1353号(P107)、平成12年建設省告示第1456号(P123)、平成12年建設省告示第1458号(P406)、平成13年国土交通省告示第1113号(P537)及び平成13年国土交通省告示第1372号(P161)については、政令改正に伴う引用条文の番号の修正等の形式的な変更を見込んだ内容としておりました。この告示変更が、平成19年9月27日に公布された一連の告示(国交告第1226号から1234号まで)によって行われましたので、相違があった個所について訂正しています。また、さらに、昭55建告第1791号及び平12建告第1457号についても変更がなされたので、訂正しています。

注2) 参考資料に掲載している技術的助言(国住指第1335号)については、平成19年8月10日付けで一部改正が行われていますが、本正誤表にはそれによる訂正を含めていません。内容は国土交通省のホームページhttp://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.htmlでご確認下さい。

注3) 平成19年10月5日に、令第81条第2項第二号イの規定に基づく構造計算の基準として平19国交告第1274号が公布されていますので、これについても、注2)に示した国土交通省のホームページでご確認下さい。

本書に関する質問と回答、正誤表等については財団法人日本建築センターホームページ(http://www.bcj.or.jp/c07/c07_01.html)で公開されていますので、ご参照下さい。

本書(第2版)は、平成20年4月21日付け「2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書」第1版の正誤表の内容を本文に反映しております。欄外の■は、正誤表に基づき修正した個所を示します。

2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書

平成19年8月10日 第1版第1刷発行
平成20年5月9日 第2版第1刷発行

定価：本体8,571円（税抜）

監 修 国土交通省住宅局建築指導課
国土交通省国土技術政策総合研究所
独立行政法人建築研究所
日本建築行政会議

編 集 建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会
編集協力 財団法人日本建築防災協会
財団法人日本建築センター

発 行 所 全国官報販売協同組合

*落丁，乱丁本はおとりかえいたします。*本書の一部あるいは全部を無断複写することは，法律で定められた場合を除き，著作権の侵害となります。

ISBN978-4-915392-09-2